

＜平成 28 年度～30 年度入学生用＞

## 国際関係学部履修細則

平成 19 年 4 月 1 日 細則第 14 号

改正 平成 22 年 4 月 1 日、平成 23 年 4 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日、平成 28 年 4 月 1 日、平成 29 年 4 月 1 日、平成 30 年 4 月 1 日、令和 2 年 4 月 1 日、令和 6 年 4 月 1 日

### 第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 条 この細則は、静岡県立大学学則 42 条第 2 項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 章 履修の届出

(履 修 登 録)

第 2 条 学生は、定められた期間内にその学期において履修しようとする授業科目を「Web 学生サービス支援システム」により登録しなければならない。

(同一時間重複履修の禁止)

第 3 条 同一時間に開講される授業科目は、重複して履修することができない。

(既修得授業科目の再履修)

第 4 条 既に単位を履修した授業科目は、履修することができない。

### 第 3 章 試験及び成績の評価

(試 験)

第 5 条 試験は、各学期末に期間を定めて行う。ただし、授業科目によっては随時行うことがある。

(成績の評価)

第 6 条 成績の評価は、試験の結果と平常の学習状況とを総合して授業科目担当教員がこれを行い、秀 (100 点～90 点)、優 (89 点～80 点)、良 (79 点～70 点)、可 (69 点～60 点)、不可 (59 点～0 点) の 5 区分とし、可以上を合格として所定の単位を与える。

2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評価をもって合格を表すことができる。

3 履修を申告し、単位を修得しなかった授業科目は、不可と判定する。

4 学生は成績評価に関する確認を申請することができる。詳細は内規による。

(成績の入力)

第 7 条 担当教員は、試験終了後 2 週間以内に成績の評価を「Web 学生サービス支援システム」に入力する。

(追 試 験)

第 8 条 次の理由で試験を欠席した者については、追試験を行うことができる。

(1) 病気 (ただし、医師の診断書を要する)

- (2) 忌引（1・2親等に限り、死亡の日より1週間以内）
  - (3) 就職に関する事由（ただし、具体的に事情の具申あるもの）
  - (4) その他やむを得ない事由（ただし、具体的に事情の具申あるもの）
- 2 前項の事由により追試験を希望する者は、定期試験の当該科目試験終了の日から1週間以内に、所定の書式により学生室に届け出なければならない。
  - 3 追試験は、原則として試験日以後1か月以内に行う。
  - 4 追試験の成績の評価は、原則として優以下とする。

#### （再 試 験）

第9条 成績不良のため単位の修得ができなかった者に対しては、原則として再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により当該授業科目の担当教員が再試験の必要を認める場合は、これを行うことができる。

- 2 再試験は、試験終了後2か月以内に行う。
- 3 再試験の成績の評価は、可以下とする。

#### （不 正 行 為）

第10条 試験において不正行為を行った者には、学則57条第1項に基づき懲戒処分を行うよう教授会及び教育研究審議会に提案することができる。

- 2 当該科目の単位を与えない。又、当該学期（通年の科目はその年度）のすべてあるいは一部の科目の履修単位も無効とすることができる。
- 3 第1項及び第2項に関する手続き等については別に定める。

#### （再 履 修）

第11条 単位を修得できなかった授業科目については、再び履修して単位の修得を図ることができる。

## 第4章 授業科目及び履修方法

#### （開設授業科目）

第12条 開設する授業科目及び単位数は、学則第42条に定めるとおりとする。

#### （配 当 年 次）

第13条 各授業科目の配当年次は、別表のとおりとする。

#### （成績評価平均値に基づく履修登録単位数の制限）

第14条 各学期に履修登録できる単位数は、GPA（成績評価平均値）に基づくCAP（履修登録単位数制限）制の対象となる。詳細は別途内規による。

#### （成績評価平均値に基づく履修登録単位数制限内規）

- 1 静岡県立大学での成績評価平均値に基づく履修登録単位数制限の実施は平成27年度入学生からとする。
- 2 成績評価は絶対評価とし、各科目担当教員の判断に任される。
- 3 GPA制度下の成績は「秀」「優」「良」「可」「不可」の5段階評価とし、各段階のGP（成績評価値）は、「秀」=4 「優」=3 「良」=2 「可」=1 「不可」=0 とする。これによるGPAは各履修登録科目の単位数×GPの総和を、履修登録科目単位数の総和で除して得られる1単位あたりの平均値となる。

## 計算方法

1. [履修登録科目の単位数]×[GP]=その科目の成績点
2. [履修登録科目の成績点の合計]
3. [成績点の合計]÷[履修登録科目単位数の合計]=GPA (小数点以下2桁は四捨五入)

### 4 次学期履修登録単位数の GPA による制限

各学生はGPAが3.0以上であれば、次学期の履修登録単位数に上限はないものとするが、3.0未満の場合には次学期の履修登録単位数は25単位までに制限される。ただし、1年生の前期についてのみ履修登録できる単位数は30単位までとする。

履修登録単位数を制限する基準となるGPAは通算ではなく、前学期のものとする。また、前期は3月20日、後期は9月20日の時点のGPAを基準とする。なお、復学者は休学期前の学期のGPAを基準とする。

### 5 制限単位数を超える履修登録は認められない。ただし、卒業(を希望する)年次に限り、指導教員の許可を得て制限単位数を超える履修登録を申請することができる。

### 6 以下の科目については基準となるGPAおよびCAP制の対象外とする。

1. 教職専門科目(授業科目名を問わない)

### 7 以下の科目についてはCAP制の対象外とする。

1. 卒業研究

### 8 卒業研究履修資格としてGPAを用いることはしない。

### 9 卒業要件としてGPAを用いることはしない。

### 10 履修登録科目の成績と履修登録期間および登録抹消

#### 1. 履修登録科目の成績

履修登録をしたすべての科目は成績評価の対象となる。その科目で求められる試験および課題を満たさない場合、成績は「不可」となる。

2. 制限単位数を超える履修登録は学生が履修登録確認期間に修正する。修正がなされない場合は、すべての履修登録を無効とする。

3. 学生は、前期5月下旬、後期11月下旬に設定される期間において授業科目の履修を取り消すことができる。

### 11 再履修と成績簿への記載

#### 1. 「不可」科目の再履修と成績原簿・成績証明書への記載

「不可」科目については再履修した場合の成績により変更できる。成績証明書に「不可」の記録は示されないが、成績原簿には履修の記録として残されるので、GPAの計算に際してはカウントされる。

#### 2. 「可」以上の成績科目の再履修

「可」以上の成績をとった科目の再履修は認められない。

(全学共通科目の履修方法)

### 第15条 全学共通科目の取得必要単位数は、8単位とする。

#### 2 「しずおか学」科目群のうちから2単位以上を取得しなければならない。

(学部共通科目の履修方法)

第 16 条 国際関係論 A・B、国際行動論 A・B、日本文化論 A・B のうちから 8 単位を取得しなければならない。ただし、国際政治経済コースとアジア文化コースにおいては、この 8 単位のうちに国際関係論 A・B の 4 単位を含まなければならない。

(学科共通科目の履修方法)

第 17 条 学科共通科目の履修方法は、次のとおりとする。

(1) 国際関係学科においては、国際政治学Ⅰ A・B、国際政治学Ⅱ A・B、比較民族学 A・B、人間科学基礎論 A・B のうちから 8 単位を取得しなければならない。

(2) 国際言語文化学科においては、比較文化論 A・B、比較言語論 A・B、心理言語学 A・B のうちから 8 単位を取得しなければならない。

(地域研究の履修方法)

第 18 条 現代アメリカ論 A・B、現代ロシア・東欧論 A・B、現代中国論 A・B、現代韓国朝鮮論 A・B、現代ヨーロッパ論 A・B、現代東南アジア論 A・B、中東アフリカ論 A・B のうちから 8 単位を取得しなければならない。

(英語の履修方法)

第 19 条 英語の履修方法は、次のとおりとする。

(1) フレッシュマンイングリッシュⅠ A・B、フレッシュマンイングリッシュⅡ A・B 及び英語コミュニケーション A・B のすべてを取得しなければならない。又、6 科目とも必ず A から履修しなければならない。

(2) 総合英語、英語で読む国際政治経済入門 A・B、英語で読む国際行動学入門 A・B、英語で読むアジア事情入門 A・B、英語で読む日本文化入門 A・B、英語で読む英米文化入門 A・B、検定英語、海外研修英語、時事英語のうちから合計 4 単位を取得しなければならない。ただし、英語で読む国際政治経済入門 A・B、英語で読む国際行動学入門 A・B、英語で読むアジア事情入門 A・B、英語で読む日本文化入門 A・B、英語で読む英米文化入門 A・B は、同一タイトル A・B と連続して 2 単位のみを選択できる。

(検定英語の履修方法)

第 20 条 検定英語の認定単位は、次のとおりとする。

(1) 検定英語の認定単位は、次のとおりとする。① 実用英語技能検定 (通称英検) 1 級又は TOEIC800 点以上を「検定英語」6 単位として認定する。② 実用英語技能検定準 1 級又は TOEIC650～799 点を「検定英語」2 単位として認定する。

(2) 認定単位は 6 単位までとする。例えば、1 年次に英検準 1 級に合格すれば 2 単位が取得でき、翌年の 2 年次に 1 級に合格すると合計 6 単位が取得できる。ただし、英検準 1 級と TOEIC650～799 点とを併せて 4 単位を取得することはできない。いずれかの検定で 2 単位を取得した後は、それより高い水準の結果に対して合計 6 単位まで認定する。

(3) 検定試験の結果は、英検 1 級又は TOEIC800 点以上を本学の「秀」として、英検準 1 級又は TOEIC650～799 点以上を本学の「優」として認定する。

(4) 学生は各学期の定期試験開始日までに、学生室へ所定の検定英語単位認定申請書と検定試験の結果・スコアのオリジナル及びそのコピーを提出し、申請する。

(5) 本学入学以前に上記の水準に達したのも、前項と同じ手続きを経て単位を取得

できる。TOEIC の場合は、単位認定申請時の 2 年前までの得点を有効とする。

(地域言語の履修方法)

第 21 条 中国語 I A・B～IV A・B、韓国語 I A・B～IV A・B、フィリピン語 I A・B～IV A・B、ドイツ語 I A・B～IV A・B、フランス語 I A・B～IV A・B、スペイン語 I A・B～IV A・B、ロシア語 I A・B～IV A・B、日本語 I A・B～IV A・B のうち 1 言語 8 単位 (ただし、ヨーロッパ文化コースにおいては、ドイツ語、フランス語、スペイン語のうち 1 言語 8 単位) を取得しなければならない。ただし、日本語は留学生に限る。どの言語も同一年度内に I A・B、II A・B (または III A・B、IV A・B) と連続して履修しなければならない。

(専門科目 a 群の履修方法)

第 22 条 専門科目 a 群の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 国際関係学科においては、国際関係学科専門科目 a 群に指定された科目のうち 20 単位を取得しなければならない。
- (2) 国際言語文化学科英米文化コースにおいては、国際言語文化学科専門科目 a 群に指定された (英米文化分野) の科目のうち 20 単位を取得しなければならない。ただし、この 20 単位に英米言語文化入門 A・B の 4 単位を含まなければならない。
- (3) 国際言語文化学科日本文化コースにおいては、国際言語文化学科専門科目 a 群に指定された (日本文化分野) の科目のうち 20 単位を取得しなければならない。
- (4) 国際言語文化学科アジア文化コースにおいては、国際言語文化学科専門科目 a 群に指定された (アジア文化分野) の科目のうち 20 単位を取得しなければならない。
- (5) 国際言語文化学科ヨーロッパ文化コースにおいては、国際言語文化学科専門科目 a 群に指定された (ヨーロッパ文化分野) の科目のうち 20 単位を取得しなければならない。ただし、この 20 単位にヨーロッパ文化入門 A・B の 4 単位を含まなければならない。

(専門科目 b 群の履修方法)

第 23 条 専門科目 b 群の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 講読科目 (外国書講読、原典講読) は 8 単位までを卒業単位として認める。
- (2) 国際関係学科国際政治経済学コースにおいては、国際関係学科専門科目 b 群に指定された (国際政治経済分野) の科目のうち 20 単位を取得しなければならない。そのうち国際政治経済特殊研究科目を 4 単位以上含まなくてはならない。
- (3) 国際関係学科国際行動学コースにおいては、国際関係学科専門科目 b 群に指定された (国際行動学分野) の科目のうち 20 単位を取得しなければならない。
- (4) 国際言語文化学科英米文化コースにおいては、国際言語文化学科専門科目 b 群に指定された (英米文化分野) の科目のうち 20 単位を取得しなければならない。ただし、この 20 単位のうちに英会話 A・B、英作文 A・B の合計 4 単位を含まなければならない。
- (5) 国際言語文化学科日本文化コースにおいては、国際言語文化学科専門科目 b 群に指定された (日本文化分野) の科目のうち 20 単位を取得しなければならない。
- (6) 国際言語文化学科アジア文化コースにおいては、国際言語文化学科専門科目 b 群に指定された (アジア文化分野) の科目のうち 8 単位と、国際言語文化学科専門科

目 a 群と b 群に指定された科目のうち 12 単位、合計 20 単位を取得しなければならない。

(7) 国際言語文化学科ヨーロッパ文化コースにおいては、国際言語文化学科専門科目 b 群に指定された（ヨーロッパ文化分野）の科目のうち 20 単位を取得しなければならない。

（自由選択科目の履修方法）

第 24 条 英語及び地域言語関係の教育科目を除いたすべての国際関係学部専門教育科目及び全学共通科目のうちから、22 単位を取得しなければならない。ただし、この 22 単位のうち全学共通科目は最大 16 単位までとする。したがって、卒業単位として認定される全学共通科目は最大 24 単位となる。

（演習及び卒業研究の履修方法）

第 25 条 演習及び卒業研究の履修方法は、次のとおりとする。

(1) 演習は演習ⅠA・B、演習ⅡA・Bをそれぞれ連続して 2 単位、合計 4 単位を取得しなければならない。卒業研究は 8 単位とする。

(2) 演習ⅠA・B（3 年生）、演習ⅡA・B（4 年生）、卒業研究は同一教員の指導を受けることが望ましい。少なくとも演習ⅡA・B と卒業研究は同一教員の指導を受けなければならない。詳細は内規による。

## 第 5 章 卒業研究履修資格

（卒業研究履修資格）

第 26 条 卒業研究を履修するためには、3 年以上在学し、次に定める単位を取得しなければならない。

(1) 全学共通科目 8 単位以上

(2) 英語 8 単位以上

(3) 地域言語 同一言語 8 単位以上

(4) 演習ⅠA・B

(5) 英語、地域言語、演習ⅠA・Bを除いた専門教育科目（自由選択科目としての全学共通科目を含む）から 60 単位以上

2 卒業研究履修資格の有無の決定は教授会の議を経て学部長が認定する。

（卒業研究）

第 27 条 卒業研究の取扱いについては、学則に定めるもののほか、別途内規による。

（卒業研究指導審査内規）

1 本学部における卒業研究の取扱いについては、学則に定めるもののほか、この内規による。

2 卒業研究は論文とする。

3 論文の分量は、（和文）400 字詰原稿用紙 30 枚以上、又は（英文）60 ストローク×25 行で 15 枚以上ないし 4000 語以上とし、規格、様式、書式等については、指導教員の指示に従う。

4 論文の提出日時は卒業年次 1 月 11 日午後 1 時から 5 時まで、及び 1 月 12 日午後 1 時

から午後 5 時までとする。ただし、1 月 12 日が土曜日・日曜日又は祝日の場合は教務委員会が決定した日時とする。

なお、学期の終わりの一つである 9 月卒業を希望する者の論文提出日時は、7 月 31 日午前 9 時から午後 5 時までとする。(31 日が土曜日・日曜日の場合は直近の金曜日の午前 9 時から午後 5 時までとする。)

- 5 論文の提出先は学生室とする。
- 6 論文の審査は 2 人以上の専任教員があたり、学生室の定める日までに成績を提出する。
- 7 この内規の運用は各コースで対応する。

(9 月卒業に関する内規)

9 月卒業を希望する者は 4 月の科目登録時に学生室にその旨必ず申告し、受理されるものとする。

## 第 6 章 他学部授業科目の履修方法

(他学部授業科目の履修方法)

第 28 条 他学部開講の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目の担当教員の承認を得なければならない。

- 2 前項に基づいて履修した者には、8 単位を限度として単位の認定を行い、卒業必要単位数に算入する。
- 3 第 1 項に基づき履修を行う場合は、所定の書式により第 2 条に定める期間内に届出を学生室に提出するものとする。

## 第 7 章 そ の 他

(他大学との単位互換制度による取得単位の認定)

第 29 条 他大学等との単位互換協定等に基づき履修した授業科目は、専門教育科目中自由選択科目に含めるものとし、取得単位については 12 単位を限度として卒業必要単位数に算入するものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 30 条 学則第 40 条第 2 項に規定する単位認定を受けようとする者は、所定の書式により第 1 年次の授業開始後 2 週間以内に学生室に申請し、教授会の承認を得なければならない。

(そ の 他)

第 31 条 この細則に定めのない事項又はこの細則により難い特別の事情があると認められる事項については、教授会の議によるものとする。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。